

令和2年度 神山町人事行政の運営等の状況

神山町人事行政等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり職員の任用、給与、服務や勤務条件等の人事行政の運営状況について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況 (単位：人)

区分	年度 令和2年 4月1日現 在職員数	令和2年度中		令和3年 4月1日 採用者数	令和3年 4月1日現 在職員数
		採用者数	退職者数		
一般行政職	91(1)	3(1)	7(0)	8(2)	92(3)
技能労務職	8(4)	0(1)	1(1)	0(0)	7(3)
計	99(5)	3(2)	8(1)	8(2)	99(6)

職名別職員数 (単位：人)

職名	R2.4.1	R3.4.1
課長等	8(1)	10
課長補佐等	29	23
係長等	11	12(3)
主事	27	28
技師	1	2
所長等	3	3
副所長	2	2
主任保育士	2	0
副主任保育士	0	2
保育士	8	10
主任業務員・業務員	3(2)	2(2)
主任工手・工手	2	2
運転手	0	0
用務員	2(2)	2(1)
主任調理員・調理員	1	1
主任支援・支援員	0	0
介護員	0	0
計	99 (5)	99 (6)

\* 令和2年4月1日現在の職員数には令和2年度中の採用者を含みます。

\* ( ) の数値は再任用職員です。

▼定数条例から見た職員数 (単位：人)

区分	定数	R2.4.1 職員数	R3.4.1 職員数	R3と定数 との比較
議会の事務部局	2	1	1	▲1
町長の事務部局	121	86(3)	85(5)	▲36
選挙管理委員会の事務部局	1	併任0	併任0	▲1
監査委員の事務部局	1	併任0	併任0	▲1
教育委員会の事務部局	32	10(2)	11(1)	▲21
農業委員会の事務部局	1	2	2	1
計	158	99(5)	99(5)	▲59

( ) の数値は再任用職員です。

( ) の数値は再任用職員です。

2. 職員の給料の状況

(1) 1人当たりの支給額 (R2.4.1)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	304,300円	41.3歳
技能労務職	293,500円	56.5歳

(2) 初任給基準 (R2.4.1)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	182,200円	163,100円	150,600円
技能労務職	—	—	146,100円

(3) 手当制度の状況(R2. 4. 1現在)

種	内容及び支給額	種	内容及び支給額
扶養	配偶者 月額 6,500円 配偶者以外の扶養親族 扶養親族 子 1人 月額 10,000円 父母等 1人 月額 6,500円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	夜間勤務	正規の勤務時間として22時から翌朝5時までの間勤務が割り振られた職員 1時間当たり給料額×時間数×0.25
	住居	・借家・間借居住 月額27,000円以下の家賃 家賃月額から16,000円を控除した額 月額27,000円を超える家賃 家賃月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)に11,000円を加算した額(最高27,000円)	管理職手当
期末			基準日(6月1日,12月1日)に在職する職員(6月期,12月期とも) 期末手当基礎額×1.275×期間率×役職加算率 *期末手当基礎額=給料+扶養手当 *役職加算率・3級以上の職に応じ1.05～1.15
通勤	通勤距離(片道)2km以上の職員に支給 自動車等使用の場合 通勤距離に応じて、月額2,000円から24,400円	勤	基準日(6月1日,12月1日)に在職する職員(6月期,12月期とも) 勤勉手当基礎額×0.92×期間率×役職加算率 *勤勉手当基礎額・給料月額 *役職加算率・3級以上の職に応じ1.05～1.15
時間外勤務	正規の勤務時間を超えて勤務する職員 ・勤務日における時間外 1時間当たり給料額×時間数×1.25(22時から翌5時までは1.50) ・上記以外の勤務における時間外 1時間当たり給料額×時間数×1.35(22時から翌朝5時までは1.60)	特殊勤務	防疫特殊勤務手当 1日 1,000円以内 死体処置特殊勤務手当 1件 5,000円以内 水道特殊勤務手当 日額 200円 環境センター特殊勤務手当 日額 250円
休日勤務	祝日及び年末年始の休日に勤務する職員 1時間当たり給料額×時間数×1.35(22時から翌朝5時までは1.60)	宿日直	宿日直勤務をする職員 ・勤務1回につき 4,400円 ・労働基準法第41条第3号による行政官庁の許可に基づく日直は、許可の額

(4) 特別職の報酬などの状況(R2. 4. 1現在)

区分	月額	期末手当
給料	町長 746,000円	・6月期 給料月額×1.15×1.675月分
	副町長 597,000円	・12月期 給料月額×1.15×1.675月分
	教育長 541,000円	

区分	月額	期末手当
報酬	議長 284,000円	・6月期 報酬月額×1.15×1.675月分
	副議長 234,000円	・12月期 報酬月額×1.15×1.675月分
	議員 195,000円	

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務日及び時間

- ・勤務日…週休日(土、日曜)及び休日(国民の祝休日及び12月29日から翌年1月3日)を除いた日
- ・1週間の勤務時間…1週間当たり38時間45分(休憩時間を除く)。
- ・1日当たりの勤務時間…7時間45分

## (2) 休 暇

休暇の種類		休暇日数等		
有給休暇	年次有給休暇	1年に20日間、最高20日間の繰越適用あり		
	病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病	その療養に必要と認める期間	
		特定疾患治療研究事業の対象となる疾病	180日を超えない範囲内で、その療養に必要と認める期間	
		上記以外の負傷又は疾病	90日を超えない範囲内で、その療養に必要と認める期間	
	特 別 休 暇	風水震災等による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	
		証人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	
		骨髄移植提供のため検査、入院等を行うとき	その都度必要と認める期間	
		通信教育における面接授業を受ける場合	1年につき20日の範囲内で、その都度必要と認める期間	
		婚姻の場合	7日の範囲内で、その都度必要と認める期間	
		職員の分べん	産前8週間目に当たる日から産後8週間目(多胎妊娠14週)に当たる日までの期間において、あらかじめ必要と認める期間	
		生理休暇	3日を超えない範囲内で、その都度必要と認める期間	
		職員が生後1年に達しない子を保育する場合	1日2回、1回30分	
		中学校就学前の子の看護	勤務しないことが相当と認められた場合に、1年において、5日の範囲内の期間。休暇の単位は、1日又は1時間。	
		休 暇	職員が妻の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の分べんに係る入院等の日から当該分べんの日後2週間目に当たる日までの期間における2日の範囲の期間。休暇の単位は、1日又は1時間。
	職員の妻が分べんする場合であって当該分べんに係る子又は小学校修学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子のため勤務しないことが相当であると認められる場合		妻の分べん予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該分べん日後の8週間を経過する日までの期間において、当該機関内における5日の範囲内の期間。休暇の単位は、1日又は1時間。	
	忌引		血族、姻族の死亡。死亡者により1～10日の範囲内で必要と認める期間	
	夏季休暇		7月から9月までの期間において、その都度必要と認める日又は半日。ただし、1年につき5日を超えることはできない。	
	リフレッシュ休暇		新たに職員として採用された日から起算して10年、20年、30年又は40年に達する日の属する年において、連続する5日の範囲内の期間	
	無給休暇	地震等の被災地で社会貢献活動を行う場合	5日の範囲内の期間	
		介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間の範囲内において必要と認められる期間	
(R2年1月～R2年12月) 年次有給休暇取得実績		対象(一般職) 73人(新採・休職者等を除く。)	取得総日数 600.1日	平均取得日数 8.4日

## (3) 休業

休業の種類	内 容
育 児 休 業	満3歳に満たない子を養育するために、職務に従事しないことを認める制度（無給）
部 分 休 業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、1日の勤務時間の始め、または終わりにおいて30分を単位として2時間を限度に職務に従事しないことを認める制度（無給）

## 4. 職員の分限及び懲戒処分等 (R2年度)

処分内容		処分者数
分 限 処 分	免 職	0人
	降 任	0人
	休 職	0人
	降 給	0人
失 職		0人
懲 戒 処 分	免 職	0人
	停 職	0人
	減 給	3人
	戒 告	0人
訓 告 ・ 厳 重 注 意 等		1人

## 5. 職員研修及び勤務成績の評定状況(R2年度)

研修区分	研修名等	人数
自治研修センター 等研修	課長級研修	1人
	課長補佐級研修	1人
	係長研修	3人
	職員Ⅱ研修(8年目)	2人
	職員Ⅰ研修(4年目)	7人
	新人職員研修	3人
	その他研修 10研修	29人
職場研修	新規採用職員研修	3人

## 6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 共同互助会制度の状況(特別職を含む) (R2年度)

会員数	会員数	互 助 会 名		
	105人	財団法人 徳島県市町村職員互助会		
財 源	年 度	会員掛金 (A) (会員個支出分)	町村補助 (B) (公費支出分)	比 率 (A) : (B)
	H31年度決算額	1,245,000円	1,245,000円	1 : 1
	R2年度予算額	1,239,000円	1,239,000円	1 : 1
事業内容	給付事業	医療費補助金・入院差額料・入院見舞金・結婚祝金・出産祝金・入学祝・永年会員祝金・死亡慶弔金・災害見舞金・育児休業給付金・介護休業給付金・退職餞別金		
	厚生事業	銀婚祝品・ライフプランセミナー・退職記念品・親子スキー教室・夏期保養施設・文化教養講座・子育て支援		
	助成事業	人間ドック及び脳ドック助成・在宅介護助成・保養所利用助成・遺児奨学助成・公的資格助成・旅行費用助成		

## (2) 健康診断事業の状況

区 分	受診者数
人間ドック	60人
脳ドック	12人
定期健康診断	24人

(R2年度)